

### 3-4 流域下水道維持管理費等負担金

流域下水道維持管理費等負担金とは、流域下水道の維持管理に必要な経費を、当該流域下水道を使用する市町村が流入水量等に応じて負担するものです。

#### (1) 負担金単価 (消費税除く)

令和3年12月末現在

種 別	下水1m <sup>3</sup> 当たり単価	
一 般 排 水	54.00円	
中 間 排 水	86.00円	
特 定 排 水	114.00円	
水質負担金にかかる区分		
(汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質質量)	生物化学的酸素要求量分	浮遊物質質量分
200mg を超え 300mg 以下	12.00円	17.00円
300mg を超え 600mg 以下	37.00円	49.00円
600mg を超え 1,000mg 以下	81.00円	104.00円
1,000mg を超え 1,500mg 以下	138.00円	175.00円
雨 水	15.00円	

#### (摘 要)

- 一 般 排 水： 一般家庭からの汚水並びに工場、事業所等からの排水のうち中間排水及び特定排水以外のものをいう。
- 中 間 排 水： 公衆浴場並びに公共及び公益（収益事業を行う部分を除く）関係の業種を除いた工場、事業所等から下水道に排出される汚水のうち、その排出量が300m<sup>3</sup>/月を超え750m<sup>3</sup>/月までの部分をいう。
- 特 定 排 水： 公衆浴場並びに公共及び公益（収益事業を行う部分を除く）関係の業種を除いた工場、事業所等から下水道に排出される汚水のうち、その排出量が750m<sup>3</sup>/月を超える部分をいう。

#### (2) 負担金額

- ① 一般排水に係る負担金は、一般排水汚水量に一般排水負担金単価を乗じて算定する。
- ② 中間排水に係る負担金は、中間排水汚水量に中間排水負担金単価を乗じて算定する。
- ③ 特定排水に係る負担金は、特定排水汚水量に特定排水負担金単価（水質負担金対象の特定排水については、水質区分に応じた特定排水水質負担金単価を加算した単価とする。）を乗じて算定する。
- ④ 合流式公共下水道からの雨水に係る負担金は、雨水量に雨水負担金単価を乗じて算定する。
- ⑤ 負担市町村等が負担する四半期ごとの負担金の総額は、上記①～④により算定した負担金の合計額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する率と当該率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した額とし、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

## 1) 流域関連公共下水道使用料単価

令和3年12月末現在、1m<sup>3</sup>当たり(税抜)

市町村	一般排水		中間排水	特定排水(※)	備考
	公衆浴場等	その他			
奈良市	75.9円	136.4円	196.9円	249.7円	(税込) 基本料金165円/月
大和高田市	70円	120円	180円	240円	
大和郡山市	97.9円	※表1	207.9円	279.4円	
天理市	66円	143円	202.4円	280.5円	(税込)
橿原市	56円	120円	170円	220円	
桜井市	90円	140円	190円	240円	
五條市	55円	110円	165円	220円	(税込)
御所市	90円	110円	160円	210円	
生駒市	53円	106円	180円	253円	
香芝市	70円	120円	170円	220円	
葛城市	80円		160円	220円	
宇陀市	55円	※表2	145円	175円	
平群町	120円		152円	180円	
三郷町	120円		152円	180円	
斑鳩町	120円		152円	180円	
安堵町	60円	120円	152円	180円	
川西町	105円		156円	200円	
三宅町	70円	115円	160円	210円	(税込)
田原本町	65円	※表3	180円	220円	
高取町	80円	100円	170円	220円	
明日香村	80円	120円	170円	220円	
上牧町	80円	120円	180円	220円	
王寺町	65円	130円	170円	200円	
広陵町	120円		185円	212円	
河合町	96円	120円	168円	210円	
吉野町	54円	120円	170円	220円	
大淀町	※表4		180円	240円	
下市町	56円	120円	170円	220円	

※表1(大和郡山市 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金(税抜)
基本料金	0~8m <sup>3</sup>	1,133 / 月
	9~10m <sup>3</sup>	1,287 / 月
従量料金	11~20m <sup>3</sup>	159.5 / m <sup>3</sup>
	21~50m <sup>3</sup>	173.8 / m <sup>3</sup>
	51~100m <sup>3</sup>	189.2 / m <sup>3</sup>
	101~300m <sup>3</sup>	203.5 / m <sup>3</sup>

※表2(宇陀市 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	0~10m <sup>3</sup>	1,200 / 月
従量料金	11~300m <sup>3</sup>	110 / m <sup>3</sup>

※表3(田原本町 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	0~5m <sup>3</sup> (定額)	500 / 月
従量料金	6~300m <sup>3</sup>	130 / m <sup>3</sup>

※表4(大淀町 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	—	450 / 月
従量料金	0~7m <sup>3</sup>	60 / m <sup>3</sup>
	8~20m <sup>3</sup>	128 / m <sup>3</sup>
	21~300m <sup>3</sup>	135 / m <sup>3</sup>

## 2) 単独公共下水道使用料単価

(令和3年12月末現在、1m<sup>3</sup>当たり(税抜))

市町村	一般排水		中間排水	特定排水	備考
	公衆浴場等	その他			
奈良市	75.9円	136.4円	196.9円	249.7円	(税込) 基本料金165円/月
生駒市	53円	106円	180円	253円	
山添村	4000円/月				
天川村	115円	115円	200円	300円	

特定排水(※)・・・水質使用料対象の特定排水については、  
水質区分に応じた水質使用料単価を別途加算

下水管の工事が完了しても、家のトイレや台所・風呂等の排水管を接続しないことには、下水道としての効果が発揮できません。

また、下水道の供用開始の公示がなされた区域については、下記のとおり、下水道への接続やトイレの水洗化への改造義務が生じます。

汲み取り便所の場合	3年以内の水洗便所への改造を行い下水道に接続してください。 (下水道法第11条の3)
単独浄化槽(し尿浄化槽)の場合	遅滞なく下水道に接続してください。(下水道法第10条第1項)
合併式浄化槽の場合	遅滞なく下水道に接続してください。(下水道法第10条第1項)
家を新築する場合	必ず下水道に接続してください。(建築基準法第31条)

より一層の下水道の促進を図るために、受益者負担金を徴収している市町村もあります。また、下水道への接続を促進するために、各市町村では貸付制度等を設けています。

これらの制度の詳細については、お住まいの各市町村担当課にお問い合わせください。

令和3年12月末現在

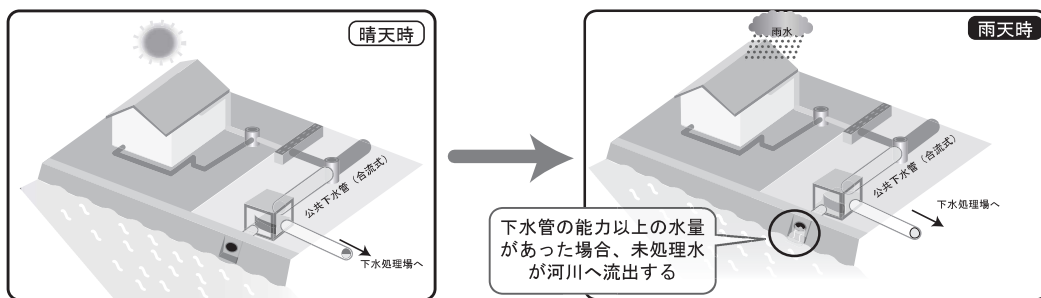
市町村名	受益者負担金		貸付制度等			市町村名	受益者負担金		貸付制度等		
	円/m <sup>2</sup>	備考	貸付金	融資利率 及び利子補給	助成金		円/m <sup>2</sup>	備考	貸付金	融資利率 及び利子補給	助成金
奈良市	59	第一負担区		○	○	三郷町	200,000円/戸 (税抜き)	H4.4.1以前に三郷町住民 基本台帳に登録されてい る者は2分の1		○	
	200	第二負担区		○	○	斑鳩町	100,000円/戸			○	
	350	第三負担区・第四負担区		○	○	安堵町	100,000円/区画			○	
大和高田市	-		○		○	川西町	-		○		○
大和郡山市	297	一般	○			三宅町	-		○		○
	201	合流区域	○			田原本町	-		○		○
	115	昭和工業団地	○			高取町	-				
天理市	94		○			明日香村	-		○		
橿原市	-		○		○	上牧町	-			○	
桜井市	-		○		○	王寺町	-			○	
五條市	-			○	○	広陵町	-				○
御所市	70,000円/世帯	排水分担金	○			河合町	-		○		○
生駒市	400			○		吉野町	750				○
香芝市	-			○		大淀町	783				○
葛城市	-			○	○	下市町	800				○
宇陀市	-			○		天川村	-				○
山添村	-										
平群町	100,000円/区画			○							

※貸付制度の条件等の詳細については、各市町村担当課にお問い合わせください。

### 合流式下水道の改善

合流式下水道とは、汚水と雨水を同じ管渠で排除する下水道です。合流式下水道では雨天時に水量が下水管の能力を超えると、下水の一部がそのまま河川へ流出するため、水質汚濁上及び公衆衛生上において極めて問題になっています。

平成16年度より原則10年間で合流式下水道の改善を完了することを、下水道法施行令の改正で義務づけられています。県内では、合流式下水道を採用している奈良市、大和郡山市において改善対策を行いました。

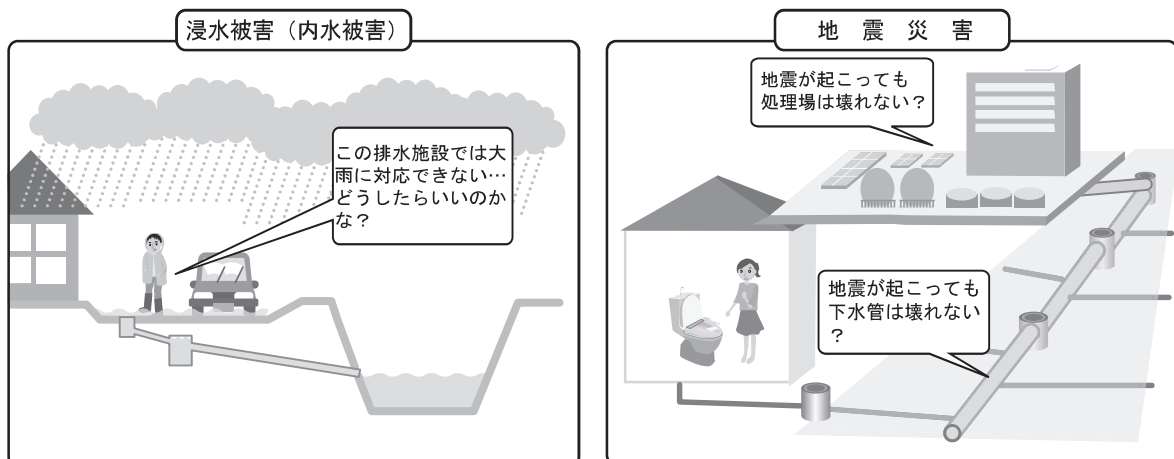


### 安全・安心の確保に向けた対策

近年、都市浸水被害や地震災害が多発しています。

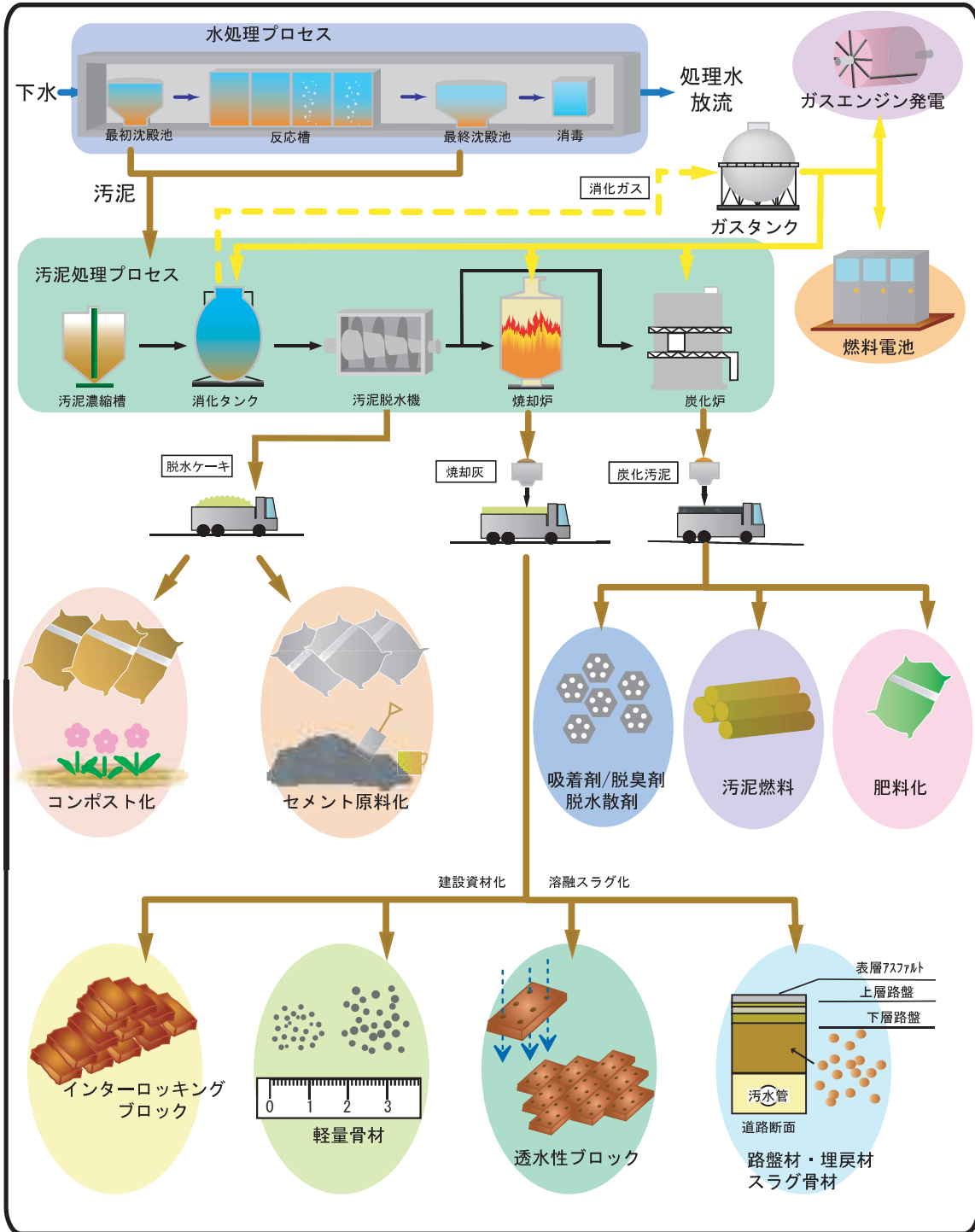
都市に降った雨水排除は下水道の基本的な役割であるため、下水道においてもハード、ソフトの両面からの対策や他事業と連携をとりながら、浸水対策を進めていきます。

地震災害時においては、下水道施設は大部分が地下に築造されているため、いったん被害が発生するとその復旧に長時間を必要とします。特に奈良県は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震発生時に下水道を使用できるように、また迅速に復旧できるように、施設の耐震化を進めていきます。



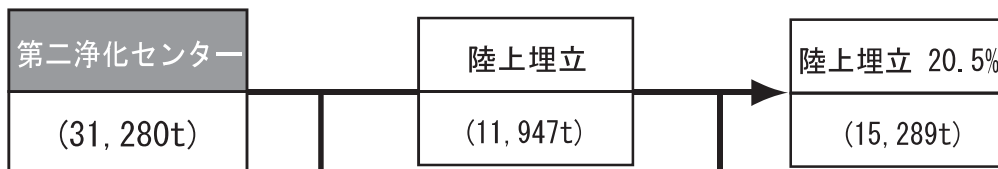
下水を処理した後に残る汚泥は、従来、不必要なものとして処分していましたが、今日では有用な資源として見直されています。

汚泥の有効利用方法として、肥料、タイル・ブロック等建設資材、燃料、セメント原料等、様々な利用が考えられています。



流域下水道で発生する汚泥処分の方法（令和2年度実績）

※（ ）内は脱水ケーキ<sup>注</sup>ベース換算



注) 下水を処理した後に残る汚泥を脱水した物を脱水ケーキという。